

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月12日

【発行者名】 GRTキャピタル・マネジメント・リミテッド
(GRT Capital Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ピン・サム・ラム
(Ping Sum LAM, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ペダーストリート20、
ウィーロック・ハウス、16階、1604号室
(Room 1604, 16/F, Wheelock House, 20 Pedder Street, Central,
Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作
弁護士 谷田部耕介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階
小野・谷田部グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野雄作
弁護士 谷田部耕介

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階
小野・谷田部グローバル法律事務所

【電話番号】 (03) 6550-8300

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

U.S.ランド・ファンド（ケイマン） - GRTランド・インカム・アンド・グロース・ファンド
(U.S. Land Fund (Cayman) - GRT Land Income and Growth Fund)
(愛称：US マイホーム・ファンド)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

10億米ドル(約1,494億円)を上限とします。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年7月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値(1米ドル=149.39円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月3日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の記載内容について訂正または補足するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載のない限り、訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部 証券情報

(9) 払込期日

< 訂正前 >

投資者は、2025年10月26日または各申込日の3 ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後5時（日本時間）までに、申込金額を販売取扱会社に支払います。（後略）

< 訂正後 >

投資者は、2025年10月23日または各申込日の6 ファンド営業日前の午後5時（日本時間）までに、申込金額を販売取扱会社に支払います。（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(5) 開示制度の概要

日本における開示

< 訂正前 >

（前 略）

（ロ）日本の受益者に対する開示

（中 略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により販売取扱会社のホームページにおいて提供されます。

目論見書、販売用資料、運用報告書、月次報告書および投資家への提供が望ましいと代行協会員が判断した情報は、電磁的方法によりファンドの代行協会員であるTeneo Partners 株式会社のホームページまたは代行協会員のファンド情報サイトなどにおいて提供されます。

< 訂正後 >

（前 略）

（ロ）日本の受益者に対する開示

（中 略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるTeneo Partners株式会社のホームページにおいて提供されます。

目論見書、販売用資料、運用報告書、月次報告書および投資家への提供が望ましいと代行協会員が判断した情報は、電磁的方法により代行協会員のホームページまたは代行協会員のファンド情報サイトなどにおいて提供されます。

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

前記「(1) 投資方針」をご参照ください。

現在、ファンドの資産の10%以上を投資する予定である投資対象ファンドであるターゲット・ファンドの概要は以下のとおりです。

ターゲット・ファンドの名称

AGAM OFC - U.S.ランド・ファンド (AGAM OFC - U.S. Land Fund)

・形態

香港の法律に基づき、2024年5月3日に登録された私募オープン・エンド型投資法人です。AGAM OFCの各サブ・ファンドの資産および負債は、法に従って分離されます。

・投資方針

投資目的は、主に米国の開発前の土地（特に住宅用地）への投資を通じて、資本の値上がり益を生み出すことです。投資目的の達成のために、ターゲット・ファンドは、住宅およびその他の用途（商業用途および複合用途を含みます）の土地へ投資を行い、これらの土地を米国のホームビルダーやディベロッパーに転売することを企図しています。特に、ターゲット・ファンドは、特別目的ビークルに対する持分を通じて、間接的に土地に投資する場合があります。この場合特別目的ビークルは、(a) ターゲット・ファンドが投資を意図する土地の権利を（直接保有または他の特別目的ビークルを通じた間接保有により）保有するか、または(b) 資産保有会社に株主ローンを提供することにより、ターゲット・ファンドが投資を意図する土地の権利を当該資産保有会社が直接または間接に保有します。

ターゲット・ファンドの投資運用会社は、ターゲット・ファンドにおいて証券貸付取引、レポ取引、リバースレポ取引は行わない方針です。

上記にかかわらず、ターゲット・ファンドは、いずれかの期間について投資運用会社が慎重な戦略を取るべきと判断した場合には、ターゲット・ファンドの資産の100%を現金・現金同等物またはその他流動性の高い投資（銀行預金、譲渡性預金証書、マネー・マーケット・ファンドなど）で保有することがあります。

・投資制限

ターゲット・ファンドの資産の運用に対して投資制限はありません。

・レバレッジおよび借入

投資目的での借入やレバレッジの利用は想定されていません。ただし、投資運用会社は、投資の実行、費用の支払い、買戻請求への対応、運転資金の増加および/またはその他適切と判断する目的のために、ターゲット・ファンドの名義で借入を行う権利を留保しています。ターゲット・ファンドがファイナンス契約を締結する場合、借入の担保として、ターゲット・ファンドの資産に質権が設定される場合があります。借入を行う場合、ターゲット・ファンドの最大借入額は、直近の純資産価額の100%を超えない予定です。

・リスク・流動性管理方針

本件ファンドと実質的に同じリスク・流動性管理方針がとられます。

ターゲット・ファンドの投資運用会社

GRTキャピタル・マネジメント・リミテッド（本件ファンドの管理会社）

<訂正後>

前記「(1) 投資方針」をご参照ください。

現在、ファンドの資産の10%以上を投資する予定である投資対象ファンドであるターゲット・ファンドの概要は以下のとおりです。

ターゲット・ファンドの名称

AGAM OFC - U.S.ランド・ファンド (AGAM OFC - U.S. Land Fund)

(クラスB投資証券(米ドル建て))

ターゲット・ファンドの形態および投資目的等

・形態

香港の法律に基づき、2024年5月3日に登録された私募オープン・エンド型投資法人です。AGAM OFCの各サブ・ファンドの資産および負債は、法に従って分離されます。

・投資目的

投資目的は、主に米国の開発前の土地（特に住宅用地）への投資を通じて、資本の値上がり益を生み出すことです。

・投資戦略

投資目的の達成のために、ターゲット・ファンドは、住宅およびその他の用途（商業用途および複合用途を含みます）の土地へ投資を行い、これらの土地を米国のホームビルダーやディベロッパーに転売することを企図しています。特に、ターゲット・ファンドは、特別目的ピークルに対する持分を通じて、間接的に土地に投資する場合があります。この場合特別目的ピークルは、(a) ターゲット・ファンドが投資を意図する土地の権利を（直接保有または他の特別目的ピークルを通じた間接保有により）保有するか、または(b) 資産保有会社に株主ローンを提供することにより、ターゲット・ファンドが投資を意図する土地の権利を当該資産保有会社が直接または間接に保有します。

ターゲット・ファンドの投資運用会社は、ターゲット・ファンドにおいて証券貸付取引、レポ取引、リバースレポ取引は行わない方針です。

上記にかかわらず、ターゲット・ファンドは、いずれかの期間について投資運用会社が慎重な戦略を取るべきと判断した場合には、ターゲット・ファンドの資産の100%を現金・現金同等物またはその他流動性の高い投資（銀行預金、譲渡性預金証書、マネー・マーケット・ファンドなど）で保有することがあります。

・投資制限

ターゲット・ファンドの資産の運用に対して投資制限はありません。

・レバレッジおよび借入

投資目的での借入やレバレッジの利用は想定されていません。ただし、投資運用会社は、投資の実行、費用の支払い、買戻請求への対応、運転資金の増加および/またはその他適切と判断する目的のために、ターゲット・ファンドの名義で借入を行う権利を留保しています。ターゲット・ファンドがファイナンス契約を締結する場合、借入の担保として、ターゲット・ファンドの資産に質権が設定される場合があります。借入を行う場合、ターゲット・ファンドの最大借入額は、直近の純資産価額の100%を超えない予定です。

・リスク・流動性管理方針

ファンドと実質的に同じリスク・流動性管理方針がとられます。

ターゲット・ファンドの主な関係法人

・投資運用会社

GRTキャピタル・マネジメント・リミテッド

・管理事務代行会社

アミコープ・ファンド・サービシーズ・アジア・リミテッド

・保管会社

DBSバンク・リミテッド、香港支店

ターゲット・ファンドの資産から支払われる報酬および費用

・投資運用報酬

投資運用会社は、各半期の最後の評価日の評価時点において計算されるクラスB投資証券の純資産価額(当該半期の管理報酬の控除前)の年率1.0%の報酬を半期毎に後払いで受領します。

・ 成功報酬

投資運用会社は、クラスB投資証券について、各年12月31日に終了する12ヵ月間ごとに、ハイウォーターマークを超える1株当たり純資産価格の増加分に対して、20%の料率で成功報酬を受領します。ハイウォーターマークは、ハードル率7.5%/年に相当する金額を加算して計算されます。

・ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、管理事務代行サービスの対価として、ターゲット・ファンドとの間で随時合意する報酬を受領します。

・ 保管報酬

保管会社は、保管サービスの対価として、ターゲット・ファンドとの間で随時合意する報酬を受領します。

・ プライム・ブローカー報酬

プライム・ブローカー(任命された場合)は、決済・清算関連の取引手数料、貸付資金に対する利息、およびその他提供するファシリティに関して随時合意するその他の報酬を受領します。

・ その他費用

設立費

AGAM OFCおよびその最初のサブ・ファンドである U.S.ランド・ファンドの設立および登録に関する費用

投資の取引費用およびその他運営費

資産および収益に課せられる一切の税金、投資対象の取引に課せられる銀行手数料および売買委託手数料等、規制関連費用、税金、取締役の報酬、監査人・弁護士その他サービス提供会社への報酬、取締役に関する保険料、年次報告書の印刷・配布費用等を含む、すべての運営管理費

ターゲット・ファンドの監査法人

プライスウォーターハウスクーパース香港

(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社の運用体制

ファンドの運用において、管理会社は、ファンドの投資方針に基づいた運用の枠組みの中で、ポートフォリオ・マネージャー、リスク管理チーム、コンプライアンスチームの連携による適正な意思決定と監督が行われる健全な運用体制を整備しています。ポートフォリオ・マネージャーは市場分析と資産選定を行い、リスク管理チームは法令遵守と適正性を確保します。最終的な意思決定は責任者によって承認され、透明性のあるガバナンス体制が確保されています。

<訂正後>

管理会社の運用体制

組織

管理会社は、ファンドの投資運用業務を支える明確に定義されたガバナンスおよび業務運営の枠組みに従ってファンドの運用を行います。管理会社は、香港証券先物条例に基づく規制業務である第4種(証券助言)および第9種(資産運用)の免許を香港証券先物委員会(以下「SFC」といいます。)より取得しています。

効率的な監督および機能ごとの独立性を確保するために、管理会社は、Manager-in-Charge（MIC）制度を採用しており、以下の主要機能ごとにその監督を行う上級職員を任命しています。この体制では、投資運用、リスクおよびコンプライアンス、財務および会計の各機能についての責任を明確に分離することに重点が置かれています。

- 投資機能：ファンドの投資委任に従って、投資機会の発掘、評価、実行を担当
- リスクおよびコンプライアンス機能：投資リスクおよび業務リスクの監視と軽減の監督、ならびに香港およびその他法域の法令・規制の遵守を確保
- 財務および会計機能：財務報告、ファンドの会計および純資産価額の計算の管理、ならびにファンドの管理事務代行会社や監査法人等の外部サービス提供者との連携

主要機能	内容	主要な責任事項	責任者（MIC）
<u>投 資</u>			
<u>ファンドの運用全般の監視</u>	<u>戦略に照らした、ファンドの運用業務およびクロスボーダー投資の監視およびガバナンス</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ファンドの戦略、仕組み、配当方針の策定</u> ・ <u>クロスボーダー業務とガバナンスの監督</u> ・ <u>投資家とのコミュニケーションおよび規制遵守の確保</u> 	
<u>重要業務統括機能</u>	<u>米国の土地所有および資金調達に関する主要な投資活動の統括</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>米国の土地取引案件の発掘とローンの組成</u> ・ <u>配当およびリターン期待値の管理</u> ・ <u>投資対象と流動性・買戻条件との整合性</u> 	<u>ピン・サム・ラム</u> <u>（Ping Sum LAM）</u> <u>（担当責任者）</u>
<u>情報技術</u>	<u>安全かつ効率的なファンドの業務運営、データ管理およびコンプライアンス体制の支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>投資者関連システムとデータセキュリティの整備</u> ・ <u>レポート作成や評価入力の自動化</u> ・ <u>IT関連の規制遵守の確保</u> 	
<u>リスクおよびコンプライアンス</u>			

業務監督およびレビュー	内部統制、ファンドの業務運営およびサービス提供者の監督	・純資産価額の計算プロセス、申込み・買戻し ・管理事務代行会社、保管会社、特別目的会社の管理 ・資産の保有と法的書類に対する管理	
リスク管理	流動性リスク、評価リスクおよび不動産投資リスクの特定および軽減	・流動性リスクおよび償還リスクの監視 ・信用リスク、市場リスクおよび不動産リスクの評価 ・純資産価額または資本に関連するシナリオのストレステスト	チ・ファン・ライ (Chi Fung LAI) (担当責任者)
コンプライアンス	SFC規則およびクロスボーダーの法的要件の遵守の確保	・SFC免許、開示、社内方針 ・米国の土地取引案件および特別目的会社の法的レビュー ・投資者およびカウンターパーティーの法令遵守状況の監視	
マネーロンダリング防止(AML)・テロ資金供与防止(CTF)対策	各法域におけるAML/CTF管理を通じてファンドの不正利用を防止	・投資者および取引に対するKYC/AML審査 ・クロスボーダー取引の監視 ・疑わしい取引の報告(STR)の提出およびAML記録の保管	
財務および会計			
財務およびファンド会計	特に流動性の低い資産に関して、正確な純資産価額と財務報告を確保	・評価ツールやモデルを用いた純資産価額の計算 ・財務書類および配当報告書の作成 ・監査の支援および費用の管理	チョク・ルン・ウォン (Cheuk Lun WONG) (関連資格を有する代表者)

内部規則および運用体制

管理会社は、効率的な投資運用、規制遵守および投資者保護を確保するために、明確に定義された社内ガバナンスの枠組みに従ってファンドの運用を行います。

1. ファンドの業務運営および内部規則

投資ガイドライン

ファンドは、以下を主な内容とする、明確に定義された投資委任に従って運用されます。

- ・ 投資の対象とする資産クラスおよび地域：ファンドは、主に、不動産担保に基づく資金提供（米国の土地を担保としたプライベートローン）および米国における直接的な土地所有に重点を置きます。
- ・ 資産配分比率：資産の約3分の2は、不動産担保に基づく資金提供（収益を生むプライベートローン）に配分され、残りは直接的な土地所有（開発や将来的な値上がりの機会）に配分されます。
- ・ 流動性制約および償還計画：投資対象資産の流動性のない性質を考慮して、ファンドは、ローンの満期や資産の売却からの予想キャッシュフローを伴った償還オプションに連動するように、3年間で更新する流動性管理計画に従います。

投資決定プロセス

投資決定は、厳格なデューデリ調査とリスク管理が確保されるように、体系的かつ多層的なプロセスに従って行われます。

- ・ 隔週で行われる投資委員会のレビュー
投資アナリストおよびファンド・マネージャーは、定期的に会合を開き、投資候補案件のレビュー、既存の投資のモニタリング、市場条件の評価を行います。

・投資の評価

各投資案件については、土地取引に関する法律、財務、環境、用途（ゾーニング）の評価を含む多層的なデューデリ調査が実施されます。

社内レビューのために、詳細な投資メモが作成されます。

土地ファイナンス案件では、借り手の信用力、担保の評価額、法的執行可能性を重要ポイントとしてレビューが行われます。

・多段階の承認プロセス

小規模投資案件（あらかじめ設定された閾値および第三者によるデューデリ調査に基づく。）は、ポートフォリオ・マネージャーによって承認可能とします。

大規模取引案件（例えば、新規の土地取得や大型ローン）は、投資機能の担当責任者（MIC）による正式な承認が必要となります。

投資委任からの逸脱や投資戦略の重要な変更は、投資委員会にエスカレーションした報告・承認が必要となります。

2. 投資決定に対する監督体制

組織的なガバナンスの枠組みを通じた投資の監督が行われます。

投資委員会

・投資委任

投資委員会は隔週で会合し、以下を行います。

投資パフォーマンスおよび投資委任の遵守状況のレビュー

マクロ経済リスクおよび業種別リスクの評価

主要な投資決定の承認または追認

・機能

資産配分に関する戦略的なガイダンスの提供

リスク報告書およびストレステスト結果のレビュー

償還計画および流動性ポリシーの遵守の監督

投資委員会の構成

・担当責任者（MIC）1名以上

・CFA（公認ファイナンシャル・アナリスト）またはCPA（公認会計士）の資格を有する代表者2名

・不動産またはプライベートクレジットの経験を有する独立した外部の専門家1名

手続

すべての会議は記録され、最終議事録は社内ガバナンスポータル（イントラネット）にアップロードされます。

・重要事項（例えば、投資委任の逸脱、評価関連事項）は取締役会に報告されます。

3. 関係法人（販売会社を除く。）に対する監督

ファンド資産の安全性と透明性を確保するために、管理会社は、第三者のサービス提供者に対して厳格な監督を実施します。

受託会社

・ファンド資産は、ハーニーズ・トラスト（ケイマン）リミテッドが保有します。

・資産残高、ローン記録および権利書類の照合が月次で実施されます。

ファンドの会計

・ファンドの会計は、アミコープ・ファンド・サービスズ・アジア・リミテッドに委託されます。

・土地資産については、承認済みの評価モデルと第三者による評価を用いて、純資産価額が毎日計算されます。

・純資産価額は、投資者に開示される前に、社内レビューを経て承認されます。

監査人

・ファンドの年次監査は、プライスウォーターハウスクーパーズ（PwC）によって実施されます。

・監査結果は投資委員会によってレビューされ、取締役会に報告されます。

4. 各組織の相互連携

定期的な連携

・週1回の投資会議

各機能を担当するチームが集まって、以下についての最新情報を共有します。

投資候補案件

プロジェクトのスケジュールおよび流動性予測

リスク課題やコンプライアンス上の懸念事項

・月1回の委員会会議

投資、リスク、コンプライアンスおよびオペレーションを含むすべての機能にわたって戦略上の整合性が確保されます。

危機的状況または緊急事態

緊急事態（例えば、ローンの不履行、法的問題または償還圧力など）が発生した場合、投資チームおよびリスク管理チームは以下の対応を行います。

・緊急レビューの実施

・緩和計画または対応計画の策定

・投資者の利益やファンドの業務に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合は、取締役会にエスカレーションして報告されます。

(5) 投資制限

<訂正前>

(前 略)

- (k) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の35%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。

上記の制限は、ファンドに適用されるものであり、ターゲット・ファンドには適用されません。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

- (k) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の35%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。

- (l) 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。ただし、日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則第16条第1項の外国投資信託受益証券の選別基準（随時行われる変更または置き換えを含む）の11に規定する価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません（上記の百分率の計算は、買付時点基準または時価基準によるものとします）。

上記の制限は、ファンドに適用されるものであり、ターゲット・ファンドには適用されません。

(後 略)

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

(中 略)

(2) 投資リスクに対する管理体制（本書提出日現在）

（中 略）

ファンドの気候関連リスクに関する開示は、毎年見直され（過去に該当なしと評価・開示された気候関連リスクの妥当性や重要性も含まれます）、必要と判断された場合には更新されます。重要な変更があった場合には、速やかに投資者に通知されます。

（3）リスクに関する参考情報

（後 略）

<訂正後>

（1）リスク要因

（中 略）

（2）投資リスクに対する管理体制（本書提出日現在）

（中 略）

ファンドの気候関連リスクに関する開示は、毎年見直され（過去に該当なしと評価・開示された気候関連リスクの妥当性や重要性も含まれます）、必要と判断された場合には更新されます。重要な変更があった場合には、速やかに投資者に通知されます。

（3）その他の留意点

低流動性資産への投資

本ファンドは低流動性資産に投資しますが、以下の措置を講じております。

投資する低流動性資産の価格の透明性を確保するための手段

ファンドの投資先となるターゲット・ファンドはプライスウォーターハウスクーパース香港により外部監査を受けます。さらに、管理会社は資産評価のための正式な手順を定めており、これに従ってアミコープ・ファンド・サービシーズ・アジア・リミテッドが保有資産の種類に応じた評価を行うことにより、低流動性資産の価格の透明性は確保されます。

流動性の確保が担保できる措置

借入れに加え、一定水準の現金および流動性資産の維持や、将来のキャッシュフローを予測した投資を行うことにより、ファンドの買戻請求に対応します。

受益者の平等性に配慮するための措置

ファンドは、受益証券の純資産価額に対する合計3%（または随時決定するこれを上回る割合）を超える買戻しとなる場合、買戻しをその範囲内に按分方式で制限することができます。さらに、ファンドの買戻日を純資産価額の評価日よりも頻度の少ない年2回にすることにより、受益者の平等性に配慮しております。

本ファンドの低流動性資産への投資に関するリスクは、前記「(1)リスク要因 - 投資戦略に付随するリスク」をご参照ください。

（4）リスクに関する参考情報

（後 略）

4 手数料等及び税金

（1）申込手数料

<訂正前>

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.4%（税抜4.0%）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

（注1）円資金から米ドルに交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料がかかります。

（注2）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

<訂正後>

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.4%（税抜4.0%）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として販売取扱会社に支払われます。

（注1）円資金から米ドルに交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料がかかります。

（注2）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

（2）買戻手数料

<訂正前>

受益者が受益証券の買戻しを請求しようとする場合、買戻代金の最大1%の買戻し手数料を支払うことが求められることがあります。買戻し手数料はファンドに支払われます。管理会社は、一般的にまたは特定の場合において、買戻し手数料を免除または減額することができます。

<訂正後>

受益者が受益証券の買戻しを請求しようとする場合、買戻代金の最大1%の買戻し手数料を支払うことが求められることがあります。買戻し手数料は、買戻代金の支払いに必要な資産の売却に伴う取引コストや事務処理費用をカバーするために、ファンドに支払われます。管理会社は、一般的にまたは特定の場合において、買戻し手数料を免除または減額することができます。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（2）日本における販売

<訂正前>

（前 略）

当初申込期間については2025年10月26日午後5時（日本時間）、当初申込期間後は該当する申込日の3ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後5時（日本時間）、または販売取扱会社が別に定める時間までに、申込みが行われ販売取扱会社が所定の事務手続を完了し、かつ、販売取扱会社に対して申込金額を支払わなければなりません。販売の単位は300万円相当の口数以上、1口単位です（ただし、販売取扱会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。）。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

当初申込期間については2025年10月23日午後5時（日本時間）、当初申込期間後は該当する申込日の6ファンド営業日前の午後5時（日本時間）、または販売取扱会社が別に定める時間までに、申込みが行われ販売取扱会社が所定の事務手続を完了し、かつ、販売取扱会社に対して申込金額を支払わなければなりません。販売の単位は300万円相当の口数以上、1口単位です（ただし、販売取扱会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。）。

（後 略）

2 買戻し手続等

（2）日本における買戻し

<訂正前>

（前 略）

買戻請求は、ロックアップ期間終了後、原則として買戻日(各暦年の4月および10月の最初のファンド営業日)の3ヵ月前のファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後5時(日本時間)までに販売取扱会社に対して行わなければなりません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻請求は、ロックアップ期間終了後、原則として買戻日(各暦年の4月および10月の最初のファンド営業日)の3ヵ月前のファンド営業日の日本における1営業日前の午後5時(日本時間)までに販売取扱会社に対して行わなければなりません。

(後略)

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価額の計算の一時停止

<訂正前>

受託会社は、管理会社と協議の上で、()一もしくは複数のクラスの1口当たり純資産価格の計算、()一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻し、()ファンドに関する買戻代金の支払いの一時的停止を宣言することができます。受託会社は、以下を含む、受託会社が適切と判断する状況において、かかる停止を宣言することができます。

(中略)

停止期間の開始前に受領された買戻請求は、停止終了後の最初の該当する買戻日まで繰り越され、停止期間中に受領された買戻請求よりも優先的に取り扱われます。受益者は、停止期間中、自身の買戻請求を取り消すことができますが、取消通知が管理事務代行会社によって実際に受領されていることを条件とします。

(後略)

<訂正後>

受託会社は、管理会社と協議の上で、()一もしくは複数のクラスの1口当たり純資産価格の計算、および/または()一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻し、および/または()ファンドに関する買戻代金の支払いの一時的停止を宣言することができます。受託会社は、以下を含む、受託会社が適切と判断する状況において、かかる停止を宣言することができます。

(中略)

停止期間の開始前に受領された買戻請求は、停止終了後の最初の該当する買戻日まで繰り越され、停止期間中に受領された買戻請求よりも優先的に取り扱われます。受益者は、停止期間中、自身の買戻請求を取り消すことができますが、停止が解除される前に、取消通知が管理事務代行会社によって実際に受領されていることを条件とします。

(後略)